平成２４年（フ）第４５号
高知県四万十市赤松町７番18号　中田ハイツ102号
債務者　三戸　貴稔
1　決定年月日時　平成24年８月１日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２４年（フ）第５４９号
神戸市北区惣山町１丁目15番地の７
債務者　兵山　恵美
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５７６号
神戸市垂水区名谷町字高曽2300番地の１　市住２―412号
債務者　里原富紀子
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１７７号
名古屋市南区泉楽通３丁目15番地　信和ハイツ305号
債務者　上原ひとみ
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９４号
鹿児島県肝属郡肝付町後田3900番地
債務者　吉永　良子
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第２１１号
青森市浜館５丁目３番地14　シャトー５ＢＡＮ館Ｂ―202
債務者　角田　直人
1　決定年月日時　平成24年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２３１号
青森市原別３丁目７番37号　ＩＢスクエアＢ―103
債務者　藤澤　勝人
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１１０４号
愛知県豊明市二村台４丁目16番地５　Ｓｃｅｎｅ88―201号
債務者　雨宮　清徳
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０２号
長崎県佐世保市御船町１番１号、旧住所長崎県佐世保市折橋町３番９号　ファミール江崎102
債務者　鈴木　弘隆
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第４２４号
熊本市西区花園１丁目１番７―303号　コアマンション・ネクステージ上熊本
債務者　田中　信男
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４２５号
熊本市西区島崎７丁目１番７号
債務者　林田由美子
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第８６号
山口市宮野上1162番地４、前住所山口市大内長野402番地19
債務者　片山　一喜
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９４号
山口県防府市大字仁井令938番地の16
債務者　熊野　俊次
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９８号
山口県防府市岸津１丁目１番１号
債務者　石田　真二
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５０号
福島県会津若松市川原町６番29号
債務者　北川百合子（旧姓湯田）
1　決定年月日時　平成24年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２４年（フ）第５５号
福島県会津若松市建福寺前７番２号　102号、前住所福島県会津若松市柳原町１丁目２番32号
債務者　樋口　弥生（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成24年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２４年（フ）第２２１号
神奈川県平塚市日向岡２丁目19番13号
債務者　加藤　秀樹
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部